

第4期（平成26～27年度）第6回日進市自治推進委員会 議事録

日 時	平成27年10月23日（金） 午前10時から
場 所	日進市役所本庁舎4階第2会議室
出 席 者	昇秀樹（会長）、伊藤三郎（副会長）、杉山知子、鈴木久雄、林かぐみ、高平和彦、鈴木知代子、出原伸平、上田信子
欠 席 者	なし
事 務 局	小林正信（企画部長）、石川達也（企画政策課長）、川合陸仁（企画政策課課長補佐）、横井健（企画政策課企画経営係長）
説明の為に出席した者	石川雅之（市民協働課長）、杉田武史（市民協働課主幹）、鈴木崇正（市民協働課課長補佐）
傍聴の可否	可
傍聴の有無	あり（1名）
次 第	1 開会 2 あいさつ 3 議題 （1）日進市自治基本条例に規定する委任条例について＜諮問事項1＞ 日進市市民参加及び市民自治活動条例 （2）日進市自治基本条例について＜諮問事項2＞ 市民参加及び市民自治活動条例第27条の規定に基づく定期的な評価について 4 その他 日進市個人情報保護条例の全部改正及び日進市個人情報保護条例施行規則の一部改正について＜報告＞ 5 今後の予定 6 閉会
配 付 資 料	資料1：日進市市民参加及び市民自治活動条例 資料2：日進市市民参加及び市民自治活動条例施行規則 資料3：日進市市民参加及び市民自治活動条例パンフレット 資料4：市民協働課資料 資料4補助資料：市民自治活動の支援及び協働の推進に向けた施策 （平成26年度実績等一覧） 追加資料1 日進市市民参加及び市民自治活動条例施行後における市民参加及び市民自治活動の活性化実績について 追加資料2 平成26年度 市民参加手続の実施状況 平成27年度 市民参加手続の実施予定（平成27年6月1日現在） 追加資料3 市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項の評価方法について 日進市個人情報保護条例（全部改正） 日進市個人情報保護条例施行規則（一部改正）

発 言 者	内 容
事 務 局	(開会)
会 長	(あいさつ)
会 長	傍聴の申し出が1名ありますが、許可してよろしいでしょうか。
	(異議なし)
会 長	事務局、傍聴を許可しますので、傍聴者を入室させてください。
	(傍聴者入室)
会 長	それでは、議題(1)「日進市自治基本条例に規定する委任条例について<諮問事項1>」、日進市市民参加及び市民自治活動条例について、担当課から説明をお願いします。
市 民 協 働 課	(資料1から資料4 補助資料及び追加資料1に沿って説明)
会 長	今の担当課の説明に関して質問等がありますか。
委 員	パブリックコメント手続を実施しているが、市民からの意見は少ないのが現状だと思います。このような実態について今後は分析していく必要があると感じます。
会 長	本条例は平成24年度施行なので、その後3年程度は、2以上の方法で市民参加を確実にしていくことが大切だと思います。2以上の市民参加が定着してから質的な分析をしていくことが求められます。 ワークショップですが、これまでの3年は0件、1件、1件と推移しています。これは、担当課レベルでワークショップを開催することに慣れておらず、市職員が困難と感じているのではないかと思いますがいかがでしょうか。また、ワークショップに慣れている課、一度も実績の無い課があったりするのではないのでしょうか。
市 民 協 働 課	ワークショップの事務局を市職員が行うと市の意見に誘導する傾向があるため、外部のコンサルタントなどに委託することがあります。 また、計画を新たに策定する時はワークショップを開催している場合が多いですが、最近では計画の中間見直しをする場合が多いため、ワークショップを開催する件数が減っている理由となっています。
会 長	ワークショップの件数が少ない理由はわかりましたが、ワークショップを実施したことがない市職員に対しての研修を行って、ワークショップを実施することができるスキルを身につけさせてもいいのではないのでしょうか。
委 員	以前、くるりんばすの「これから検討会」があったと思いますが、ここではワークショップのような形式で開催されていたと思います。外部の人が事務局に加わることで、開催することができるのではないのでしょうか。
市 民 協 働 課	担当課の考え方にもよるかと思います。ワークショップ形式の説明会を実施している場合もあると思います。福祉関係の地域懇談会が実施されていますが、これはワークショップとも説明会とも解釈できると思います。
委 員	ワークショップでは、自由にお話をしたり、ポストイットなどを利用したりした

発 言 者	内 容
	話し合いなど様々な方法もありますが、事務局がしっかりリードしないとうまく機能しないと思います。このことを理解した上で、市職員には市民参加の方法について検討していただきたいと思います。
会 長	この発言は推測になりますが、本条例で規定したとおり 2 以上の市民参加を採用するという量的に目標を設定していることは評価できます。一方で、2 つの市民参加の方法を採用したからと本当に市民の声を聞くことができているのかを質的な分析をしていく必要があります。そして、計画策定時に適切な市民参加の組み合わせを事業課に選んでもらう仕組みを検討していただきたいです。 また、市民参加の手法を選択する時に、ワークショップのやり方がわからないから選択しない可能性もあるため、市職員のワークショップに関する認知度を調べていただき、認知度が低く、スキルがないということでしたら、研修などを実施していただき、スキルを身につけていただくようにしていただきたいです。このことで、2 つの市民参加の手法の選択のバリエーションが増える可能性があります。あくまでも推測でお話していますので、実態を把握した上で、適切な対応をとっていただきたいです。
委 員	現在、公募提案型事業や市民自治活動への補助金制度の 2 つの制度があります。私が所属する組織では委託事業として採択されたり、補助金をいただいたりしてきましたが、このように市から支援していただいたことで、今までやることができなかつたことが行えました。今年度の市民自治活動の補助金の審査の時でも N P O などの法人格を持っている団体、法人格を持っていない団体、自治会など様々な団体が申請していました。使いやすさから申請していることもありますし、普段の活動から枠を広げたい、新しい活動をしたと思ったときに後押ししていただける制度だと思います。これらの制度の応募団体の推移やどういう団体が申請しているかといったデータはありますか。
市 民 協 働 課	今日この場ではデータを持ち合わせていませんが、成果指標を考えていく上で、参考にさせていただきたいです。
会 長	これらの制度の申請をきっかけに市民参加に興味をもち、活動の幅を広げていく団体があるかもしれません。
市 民 協 働 課	これまで公募提案については、市がテーマを決めて、応募していただいていたのですが、テーマを決めてしまったがために、応募件数が減ってしまいました。このため、地域課題の解決につながる事業などの一定の条件はありますが、テーマを決めずに公募させていただいています。 市民自治活動推進補助金についても平成 2 7 年度から半額補助だったのを全額補助に変更しました。また、市民活動支援についてもスタート支援とステップ支援の 2 段階としました。
会 長	市民活動支援としての評価に追加した方がいいと思いますので、次回以降は含めていただきたいです。
委 員	補助資料の平成 2 6 年度の実施実績における市民自治活動への助成件数が 0 件

発 言 者	内 容
	になっている理由を教えてください。
市 民 協 働 課	平成26年度は市制20周年記念市民公募事業補助金として、通常の補助金とは別枠として扱ったため実績が0件となっています。
事 務 局	市民主催事業として補助金額を増やして1事業あたり30万円を上限として事業費の4分の3補助とさせていただきました。23団体から応募があり、11団体を採択しました。
委 員	くるりんばすの「これから検討会」は3回行われていたみたいで、私は3回目に参加しましたが、この時にくるりんばすの路線の改正案をみたのですが、双方向路線から片方向路線への変更など大きくかわっていることに大変驚きました。地域コミュニティへの説明なしに今回の改正案が作成されたように思えますので、どのようなプロセスで意見をまとめていくかが大切だと思います。
会 長	コミュニティバスの路線再編などについては、市民の交通手段に関わり、かつ交通弱者にとっては改正の内容によっては、生活のリズムを変更する必要がある出てくるくらい重要な事業になってくるため、計画策定の中で市民参加のあり方について丁寧に考えていく必要があると思います。もちろん、市民全員が納得できることはなく、最後は見切り発車をしなければならないと思いますが、見切り発車をする前にかなり丁寧に説明をしなければ、市民の理解は得られないと思います。
委 員	今回の改正案をいきなり地域に見せても混乱すると思います。今まで不満に思うことがあっても、これまでの路線状況にあわせて生活をしていただけてですから、地域全体が説明を受けて納得されるかが疑問であります。
会 長	これまで人口が増え、GDPが増大してきた時代は利益の配分があったが、今は人口が減り、GDPが減少傾向にある中で、市民への負担が増えてくると思います。市民に負担を課すことになるわけですから、適切な市民参加の中で丁寧に負担に対する説明をしていく必要があります。積極的な反対から消極的な反対へ、そして仕方ないという納得にもっていくことが重要になるわけです。
事 務 局	くるりんばすの所管である、市民生活部や生活安全課に本日いただいた意見を伝えさせていただきます。
会 長	それでは、議題(2)「日進市自治基本条例について<諮問事項2>」、市民参加及び市民自治活動条例第27条の規定に基づく定期的な評価について、担当課から説明をお願いします。
市 民 協 働 課	(資料4、資料4補助資料及び追加資料2・3に沿って説明)
会 長	今の担当課の説明に関して質問等がありますか。
会 長	議題(1)の議論の中で思ったことですが、交通弱者がいるように市民参加弱者もいるのではないかと感じました。市民参加弱者とは、働いているなどの理由で市民参加が困難な人を指します。時間もお金もあるいわゆる市民参加強者でいつでも参加できますという人もいれば、市民参加したいけど諸所の事情で参加できない人、そもそも市民参加したくない人など様々いると思います。ただし、市民参加したくてもできない人への配慮は必要だと思います。インターネットを使え

発 言 者	内 容
	<p>る人は24時間市民参加できる機会がありますが、利用できない人は1つの方法を失うこととなります。行政は公平性が求められますので、市民参加したくてもできない市民参加弱者への配慮をしていく必要があります。市民参加強者が数多く市民参加していくと延べ人数が目標数値の場合、数値が大きくなるため、市民参加が進んでいる自治体になりますが、延べ人数の中味を精査すると特定の市民参加強者の市民だけ参加している自治体ということになります。</p>
委 員	<p>今回多くの指標を提案していただきましたが、この数値を使ってどのように評価していくのでしょうか。</p>
市 民 協 働 課	<p>例えば、防犯の分野の数値が悪いということなら、防犯の担当課と地域とで手を取りあって改善していくことなどを想定しています。</p>
委 員	<p>自治会加入率を評価して加入率が低いと判断された時に、誰がどのように改善に取り組んでいくかということを考えていく必要があると思います。</p>
委 員	<p>今回提示していただいた指標のうち市民意識調査で得られる数値の「男性の家庭生活や地域活動への参加に関する満足度・重要度」や「コミュニティなど地域の活動に関する満足度・重要度」の結果に関心があります。男性の場合、退職する前から地域活動への参加につながるようにしていけたらと考えています。</p>
会 長	<p>まずは実態を把握することが第1段階だと思います。その上で、どういう課題があるのかを検討していくこととなります。</p>
委 員	<p>数値を出していく中で、目標値を設定していくと思いますが、いつまでに達成するかといった期限をどう決めていくのでしょうか。</p>
会 長	<p>評価につながる可能性のある数値を提示していただきましたが、それが市民参加にどうつながっているのかを整理していただかないと議論ができないと思いますので、まず整理していただきたいです。</p>
委 員	<p>市民参加していない人は、市民参加することのメリットを理解していない人が多いと思います。市としても参加している人もメリットがあるから参加している、市として参加することのメリットがあることを意識しつつ、整理していただけるといいかと思います。市民参加することが、市民にとっても、市にとってもメリットがあるということにつなげていけたらいいと思います。</p> <p>「男性の家庭生活や地域活動への参加に関する満足度・重要度」について、私としては現役で働いている人の地域活動への参加は限界があると思います。ただ、退職後も日進市に長く住むことになるわけなので、退職する前後で何かしらの地域活動への橋渡しができる、参加しやすいのではないかと思います。</p>
会 長	<p>婚活に似たような話で、地域住民同士の出会いの場を提供していくことが大切だと思います。きっかけを作る機会を提供していけるといいかと思います。</p>
委 員	<p>特定のターゲットに市民参加を促すような機会を提供できると思います。</p>
委 員	<p>市にはぷらっとホームが6箇所あります。私が住む地域では自治会とぷらっとホームが協力しています。この中で週3回集まる機会がありますが、男性の1番人気は囲碁でした。ほかには飲み会や、平日毎日活動することになる児童の登</p>

発 言 者	内 容
	下校を見守ることはいい活動となっています。
委 員	スポーツセンターの利用は女性が多いので、どのようにしたら男性の利用者を増やすことができるかを考えています。
委 員	縦社会の中で働いてきた人だと、地域社会のような横並びの社会になじむのに苦労するかと思います。どのように慣れさせていくが大切だと思います。現在、御岳団地にコミュニティの居酒屋があります。現在 50 人くらいが参加しているようです。この居酒屋は定年後の活動の場として機能していると思います。このようにやわらかいつながりから始めていけばよいと思います。
会 長	このようにコミュニティが行っていることを市がバックアップしていくとともに、うまく機能している活動を他のコミュニティへ情報提供していくことも大切だと思います。 自治会にメリットがあるから加入するということは、違和感があります。メリットデメリットの議論になると面倒くさいから加入しないという人が多いのではないのでしょうか。同じ地域に住んでいる限りは、協力してゴミ出しや災害時の協力をしていくべきだと思います。最高裁で強制的に加入させるのは違法とされていることもあり、法的拘束力はないが責務として入るべきだと思います。
委 員	少なくとも加入することで、会費やごみ当番などが回ってくるデメリットがあります。
会 長	NPO型は志を同じくする人が集まるため、自由なことを行えますが、自治会はたまたま同じ地域に住んでいる人たちが集まるため、なかなか新しいことをすることができません。補助金にしても、新しいことをすることについて補助したくなるので、どうしてもNPO型に偏ってしまいます。なので、コミュニティを支援する時でも、NPO型と地縁型を分けて支援のあり方を検討していく必要があると思います。今回提示していただいた指標からブラッシュアップした内容で議論したいと思います。
会 長	次に、その他「日進市個人情報保護条例の全部改正及び日進市個人情報保護条例施行規則の一部改正について」、事務局から報告をお願いします。
事 務 局	(日進市個人情報保護条例(全部改正)及び日進市個人情報保護条例施行規則(一部改正)に沿って報告)
会 長	今の事務局の報告について質問等ありますか。 (質問等なし)
会 長	次に、今後の予定について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	(説明)
会 長	本日の委員会はこれにて閉会いたします。 (閉会 午前 11 時 45 分)